主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

被告人Aの弁護人藤田三郎の上告趣意について。

論旨は、刑訴四〇五条の上告理由に当らない(論旨第一の第一審第三回公判調書の記載に所論のような不備があるとしても、同調書は公判期日を変更しただけの調書であつて、その後の第四回公判において審理は更新されている。論旨第二は事実誤認、同第三は量刑不当の主張に外ならない)。また、記録を精査しても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

被告人Bの弁護人十川寛之助の上告趣意について。

所論昭和二五年当裁判所規則三〇号旧刑事訴訟法事件の控訴審及び上告審における審判の特例に関する規則は、刑訴施行法一三条の委任に基きその範囲内で制定されたものであることは、すでに当裁判所の判例とするところであつて(昭和二六年(れ)一六三九号同年一二月二八日第二小法廷判決)、同規則五条の違憲でないことについても当裁判所の判例(昭和二四年(れ)二一二七号同二五年一〇月二五日大法廷判決、昭和二六年(れ)一一七一号同年一〇月二五日第一小法廷判決)に徴し明らかである。それゆえ、論旨は理由がない。なお、本件には刑訴四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて、刑訴施行法三条の二、刑訴四〇八条により裁判官全員の一致で主文のと おり判決する。

昭和二七年七月一日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 井 上 登

裁判官 島 保

裁判官	河	村	又	介
裁判官	小	林	俊	Ξ
裁判官	本	村	善太	郎